

民生委員・児童委員の主な活動

○地域の見守り、訪問活動

一人暮らしの高齢者のお宅には、月に1回訪問をしています。安否確認をしたり、相談があれば話を聞き、関係機関につなぎます。

また、地域の活動や学校行事、学校訪問などに参加し、子どもたちを見守っています。主任児童委員は、町内の小学校や保育園に訪問し、子どもたちの活動の様子を見たり、先生方との情報交換を行っています。



○関係機関への報告

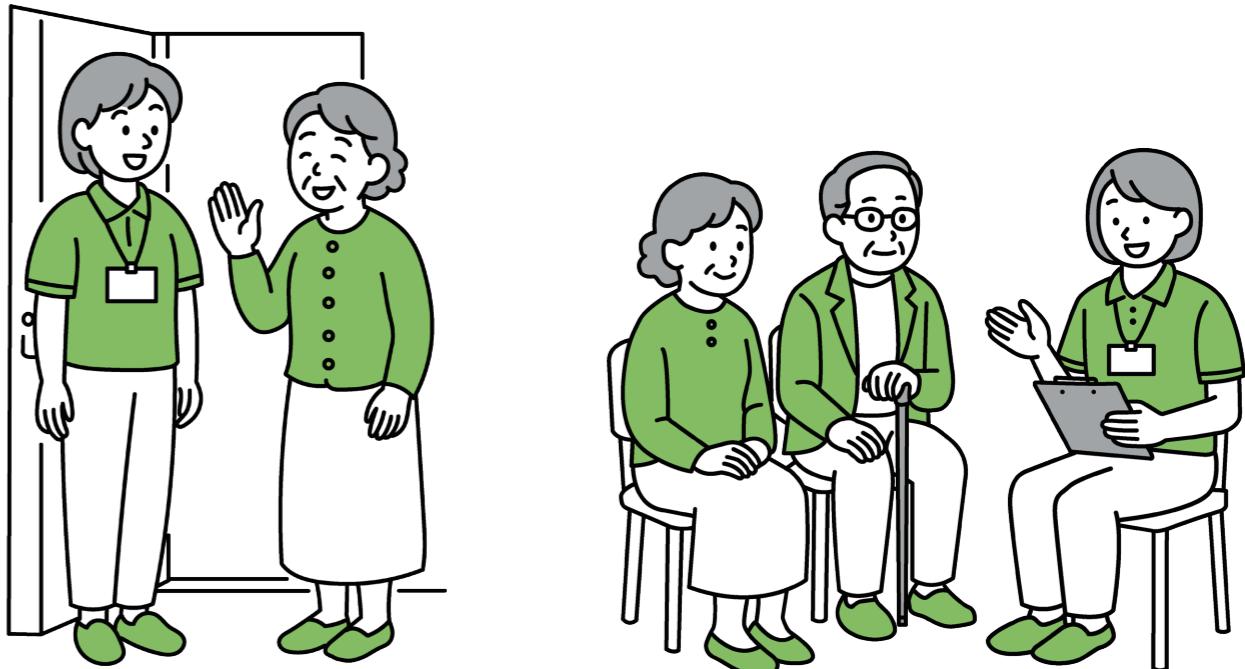
住民からの相談や困りごとに対し、必要に応じて役場、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどにつなぎます。

○会議や研修会への参加

定例会を開催し、関係機関からの依頼や、他市町村民生委員・児童委員協議会との委員同士の情報交換などを行っています。また、活動の充実のために研修を行います。



民生委員・児童委員をご存じですか？



民生委員・児童委員に関するQ&A

Q どんな相談ができるの？秘密は守られるの？

「高齢で一人暮らしになり不安」「福祉サービスについて知りたい」など様々な相談に応じています。必要に応じて、福祉制度やサービスを紹介し、関係機関につなげることで、相談者の問題解決を支援します。

また、民生委員には、民生委員法による守秘義務があります。任期中はもちろん、退任後も守秘義務が課せられていますので、安心して相談することができます。

地域の民生委員は、この登り旗が目印！

Q 民生委員の任期は？報酬はあるの？

任期は、1期3年で再任も可能です。給与は支給されませんが、交通費や通信費などの活動費が支給されます。

Q どんな人がなっているの？

その地域の実情を知っている、社会福祉やボランティアに興味のある方が活動しています。町では、区長より推薦していただいたりすることで民生委員・児童委員として活動している方が多くいます。

民生委員・児童委員とは？

「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された、非常勤の地方公務員です。

訪問活動などで地域住民を見守り、困りごとを抱えている方の相談にのったり、必要に応じて役場や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関につなぐパイプ役を担っています。

また、すべての民生委員は児童福祉法に基づいて、「児童委員」も兼ねており、子どもに関わる相談支援も行います。

その中でも、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する「主任児童委員」もいます。

支え合う住みよい社会 地域から
大石田町民生委員児童委員協議会

■問い合わせ■

保健福祉課 福祉グループ ☎35-2111(内線133)